



水道(下水道)使用休止届

(使用者様控)

※枠線内の事項をもれなく記入して下さい(○をつけて下さい)

令和 年 月 日 届出

使用していた方(氏名・名称)
(ふりがなは必ず書いて下さい)

フリガナ

現在の電話番号

() - 1 自宅・自社 2 携帯
3 その他()

使用していた場所(住所・所在)

湯沢町
(アパート
・ビル名)

使用をやめる日

令和 年 月 日でやめる

これからの連絡先住所・電話番号
(※)

1 現在のまま 2 下記のとおり(転居・転出先)
〒 -

☎() -

(※) これから請求書、領収書等を送付する住所を記入して下さい。なおこれまでと同じ場合は「1 現在のまま」に○をつけて下さい。

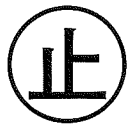
湯沢町給水条例の規定により、上記のとおり水道閉栓手数料500円を納付の上、届出します。

代理人(使用者本人は記入不要)

この届出により最後の料金請求は 令和 年 月 となります

(ご案内)

- ・湯沢町の水道(下水道)使用料金は使用した月の翌月に、翌月分として請求しています。(あと払いとなっています。)よって使用休止の届出をしても、その後1ヶ月または2ヶ月、請求が継続します。あらかじめご了承下さい。
- ・使用を休止した日によって請求が終わる月は次のようになっています。
月の1～5日に使用休止 → その月分が最終の請求 (例 使用休止日 7月3日 → 7月分の請求が最終)
月の6～末日に使用休止 → その翌月分が最終の請求 (例 使用休止日 8月10日 → 9月分の請求が最終)
- ・今後の料金請求については、これまでのとおり納付書にて納めていた方には、納付書を申出いただいた住所にお送りします。また口座振替にて納めていた方は、引き続き同じ口座より振替します。(振替口座の解約の際はご連絡下さい。)
- ・最終の請求月に限り、使用をやめた日のメーターを水道課が検針して料金を精算します。精算の結果による請求金額はとくにお知らせしませんので、口座振替の場合は預金残高にご注意下さい。(お申出いただければ別途お知らせします。) また検針員が使用をやめる日以前に最終の請求月分にかかるメーター検針をしている場合、その検針日とやめる日までの使用量にかかる料金が、検針結果の「お知らせ」にある料金に加算されます。



水道(下水道)使用休止届

(保管票)

令和 年 月 日 届出

使用していた方(氏名・名称)

フリガナ

現在の電話番号

() -

1 自宅・自社 2 携 帯
3 その他()

使用していた場所(住所・所在)

湯沢町

(アパート
・ビル名)

使用をやめる日

令和 年 月 日でやめる

これからの連絡先住所・電話番号

1 現在のまま 2 下記のとおり(転居・転出先)

〒 -

☎() -

代理人

(水道課記入欄)		休止年月		令和 年 月	
		前回検針	年 月 日	指針	m ³
検針No		今回検針	年 月 日	指針	m ³
メーターNo		特記事項			
顧客No					
個人キー					
納付 一般 口座()					
下水道 あり なし					
冬期概算 m ³					
閉 栓	電 算				